

我が國に於ける

所謂古代年号に関する一二三の問題

久保常晴

一、序言

嘗て題目板碑に現われた私年号、命祿の年代決定に当つて、辞典、年表類が弥勒と同様に永正三年としていて、その干支が符合せぬ故疑問を持ち、諸書を涉獵して、それが江戸時代の隨筆、太田南畝の一話一言中に見える天文九年説に拠つて解決し得てから、私年号に興味を持ち、立正史学第五号に紹介した事があった。（註₁）その後、金石文に現われてくる中世の私年号を纏め、考古学雑誌第二十四卷第十二号に発表した。（註₂）然しそれは不充分なもので、（註₃）特にその発生に就いて考究する必要を感じた。それには所謂古代年号をも含んで概観する事により、より内容を鮮明にし得ると思い、異年号の全体の名称とその相当年代に就いて一応纏めた事もある。（註₄）それ以後、諸書に取り挙げていかない文献、金石文の資料も増加して來ているので、此處に古代年号に限つて紹介し、併せてその原形を求め、現在雜然と挙げられている多くの名称のものを整理し、その上に立つて、試案に過ぎぬが発生の時の問題なり、名称発生の根拠なり理由等に就いて考察してみたい。

述べるに当つて、先ず所謂古代年号なるものに就いて一言触れて置きたい。(註5) 古代年号とは往古年号とも、その一部を九州年号とも云い、大化以前より持統帝に到る、その殆んど大部分が後世名付けた架空な年号の一群の名称である。この古代年号は勿論公年号ではない年号に対しても私年号、偽年号或いは異年号、逸年号等と江戸時代以来呼ばれ来て、しかもその間判然と区別し得るにもかかわらず、漠然と使用され来つてゐる。

私年号とは公年号に対して云わる可きもので、実際公年号に対立して、同時に使用されたものである。逸年号は公式な手続を経て公布されたであらうが、正史に逸しているとの想定による白鳳、朱鳥、朱雀、白雉等の年号を云う。異年号とは公年号と異なる一切の年号であつて、実際の使用の如何も問わず、同音異字のもの、誤字と見らるるもの、仮作のもの(註5)をも含むものである。偽年号とは私年号的な要素も含んだ上に未使用のものも、同音異字のものをも含み、その根底に偽わらんとの意識の認められるものと規定して置きたい。従つて古代年号は異年号の範疇に含まる事は勿論であるが、公年号なき頃の大化以前のものに就いては逸年号的なものと古くは考えられ、以後のものに就いては形式的には私年号、偽年号等の公年号と対立したものの如く見らるが、何等対立の意志を持たぬものであつて、この点は大化以後、年号の欠けた部分に斯かる年号を充当していることでも理解し得ることである。従つて全体として、逸年号との考え方から成立したものである。

またこれを九州年号と名付けているのは偽年号的なものとして、大和朝廷に対立し北九州に移住し来れる漢人、襲の国を建て、中国に於ける偽主の如く僭称したもの(註6)との江戸時代の学者の見解から生れたものである。

なお触れて置かねばならぬ事は白鳳、白雉、朱鳥、朱雀の年号が江戸時代古代年号に含まれているが、これに関しては述べる可き新見解もなく、充分先学によつて研究し尽されているので取扱わぬ事とした。(註7)

註1 私年号命禄の年代に就いて。

註 2 金石文に現れたる異年号に就いて。

註 3 考古学雑誌の拙稿に就いて、その名称を中村直勝氏は室町時代の関東に一種の致富長寿の思想があつたと室町時代の庶民の生活（岩波日本歴史）・経済史観日本上巻にて補足説明が加えられている。

註 4 我国に於ける私年号の研究の題で昭和十九年、都科学研究奨学金を受く。

註 5 仮作物語例えば鴉鷺物語にある鳥鵠元年九月、或いは平家物語の教訓の条をもじった魚鳥平家と云はる魚鳥物語の魚鳥元年壬申八月一日等の年号等を指す。

註 6 靖方溯源が使用しているが、これは文政中の鶴峰戊申の襲国偽僭考にも見えるところで、吳の民我が西方に來り住し、子孫強大となり、熊襲と云われ襲国を建て元正帝の養老四年の西征まで続き、その間年号を用いたものが、この所謂古代年号なりとの見解をとつてゐる。

註 7 坂本太郎氏の白鳳朱雀年号考（史学雑誌三九ノ四）、同じく大化革新の研究、黒板勝美氏の国史の研究總説、小林剛氏の白鳳時代の彫刻（考古学雑誌、三〇ノ八）、福山敏男氏の法隆寺の金石文に関する二三の問題（法隆寺の銘文）、森本角藏氏の日本年号大觀。

一、名称と相當年代及び継続年数

本項では名称及びその年代並びに使用期間即ち継続年数を発生当時の姿になる可く復原し、以下の各項の基礎的な資料を提供する様に心掛けた。その意味に於いて充分検討を加えねばならぬが、然しその出典々籍は刊行されたもの少なく、従つて目に触れる機会も少なく、またその原本に至つては殆んど皆無に近く、多くは写本に頼らねばならぬものである。故にそれ等の写本は伝写中の竄入も認められ、成立当時の原形のままでなく、特に水鏡、平家物語、皇代記、年代記の比較的重要な位置を占めるものには、それが成立以降一般に流布し、また利用度高きため異本多く存し、加えて書写の年代を欠くものもあって、その典籍の年代、竄入の時期を計る事は容易ではなかつた。そのため屡々仮定の上に論を進めねばならぬと云う、不充分且つ不満足な結果を招いた事を御断わり致し、今後なお調査を

進めて行くつもりでいる。

記述に当つて現在の辞典・年表等の取扱つているものの中から年代順に挙げ、終りに最近注目された大花を加える事とする。次に屡々挙げる書名の略号を掲げて置く。

書名	略号	書名	略号	書名	略号	書名	略号
皇代記	皇・春秋略暦	漢年契和茅窓漫録	春・和漢年契和茅窓漫録	年表	年・増修合運図	萬紀元通略紀	年・増修合運図
二中歴	二・古代年号	古衝口發発清白士集	古・衝口發発清白士集	逸号	逸・襲國偽僭考	萬紀元通略紀	逸・襲國偽僭考
海東諸国記	海・逸号	國・如是院年代記	國・如是院年代記	年表	年・増修合運図	萬紀元通略紀	年・増修合運図

烈擲 寛政の頃の和・逸・発・文政の録・及び古・は列滴とし、元禄・享保頃の万・一説元禄或いは寛延以前と見らるる嘉良喜隨筆は烈擲とする。(註1) 古・はその成立寡聞にして知らず、録・紀が引用する、故に此等以前のものであらうが、甚だ異説に満ちたもので、後述果安に記す如く和・には天武按不審と簡略に記載されているに反し、古・は天武十五年、継続年数四年と決定しているところに古・は和に遅るものと推考される。その収載年号紀・録と一致する点ほぼ同一期と見て差支えあるまい。発・逸・共に藤貞幹の著なればその一方をのみを以下取り挙げる事とする。今井似閑の万・に享保二年跋文を寄せた種季の頭注と嘉良喜隨筆は共に富士往来を引用している。この書の成立年代明瞭ではなく、凡そ天正四年以前と云われている。(註2) 多くは使用年代単に孝靈帝の時とし、録・のみ元年と決定している。これは御代始めの改元の慣例を取り入れたものであらう。富士往来に五年とある。(孝靈元・五)

至 和・逸・に記載されているが、その年次は示されず、録・発・ほぼ同様な内容を記し、後者には応神帝至

ノ号ハ神功皇后攝政四十年庚申魏ノ正始元年親魏倭王ノ印ヲ贈ル、若シケ様ノコトニ依リテ号クル乎とある。時代降る前者は古・と共にその元年を応神帝元年としている。これまた御代始めの改元と見做したものであらう。継続年数一年（応神元・一）

嘉紀 古・逸・茅・紀・等武烈帝元年としている。使用年数も諸書四年に一致している。（武烈元・四）

是口 逸・に武烈帝五年とあり、錄はこれを繼承し、是字ノ下一字磨滅シ未詳とある。この磨滅の句より金石文資料によるかの如く受け取られるが、書写に当つて典籍の該当部分不明なためと感ぜられる。継続年数四年。（武烈五・四）

定和 和・に繼体帝の時とし、継続年数七年としている。（繼体・七）

善紀 文明頃の二・文安二年の東寺王代記、（註³）享禄四年の大日本国帝系紀年古今一覽図、（註⁴）元龜元年の如・天正四年の興福寺略年代記等は善記としている。皇・年・共に善記とすると諸書に見えるが、未だ実見せず、帝系紀年古今一覽図に「皇代之記始欲ニ鏤梓」而看ニ數本「未得ニ正本」とあるが如く、また万・註の師安の条に異本年代記と見える如く異本多くその発生時を明瞭にし難い。ただ両書の取り挙ぐる古代年号は如・海・一・等と大同小異なる点から、此等室町中期以降の書と相前後したものと見て差支えあるまい。なおこの点に就き後述する。また熊野神に触れている文和三年の神道集にも見え、鎌倉時代中期今までの成立なる濫觴抄、応安二年の神祇靈應記（註⁵）の前出諸書より古い、この二著は善紀としている。また慶長初年の日本略記にも紀を用いている。（註⁶）従つて善紀より善記に転訛したものと見られる。文明三年甲辰舟の海・は善化としているが化また紀の転訛と思われる。多くは繼体帝十六年改元としているが、運歩色葉集は孝靈帝の三十二年壬寅説を、東寺王代記は景行天皇の条に熊野新宮此時始給云々、或本云此御門以前ハ年号無之、始テ善記ト云年号在之と景行天皇説をとり、塵添蓋囊抄には

武烈帝元年説等異説も既に室町時代に発生している。運歩色葉集は善記三年即孝靈帝三十四年に富士山湧出としている。この富士山湧出に就いては室町時代の文献に見え、孝靈帝の時とするもの多く、東寺王代記は五年、興福寺略年代記は三年とあって、富士山出現と年号の発生とを結び付けている。濫觴抄、(註7) 興福寺略記、如・海・東寺王代記・日本略記には善記以前に年号なしとあるこの考えが、より古い時を求めしめて、富士の創成の時と結ばしめたものであらう。東寺王代記の景行帝の御代の年号記載せる部分は熊野新宮鎮座の条と諸国の名を定めた条との間にある点後の錯簡とも考えられず、古く神祇靈應記には熊野神と善紀との結び付きを繼体帝の時として現われているところから、後に熊野神鎮座を景行帝の御代と遙かに溯る説が生れて、此處に景行帝と熊野神及び善紀との結び付く結果となつたもので、事実余り古いものとは思われぬが、寺社元要記十九に神武天皇即位四十一年大ナル熊ニテ顯レ玉フ中略安然義証誠殿トハ波羅門僧正御詣時顯玉中略權現ハ昔天竺摩訥陀国ニテハ慈悲大賢王ト申ヲ、然ルニ本朝ノ年号善記元年壬寅三尺ノ水精ノ創ニテ今ノ神ノ倉へ飛渡リ給ヘリとほぼ靈應記に相似た記事が見えているのである。武烈帝元年説の根拠は明らかではない。或いは武烈帝の乱行に対する、室町時代民衆の私年号に対する考え方と同様、彼等の願望を託したものか。以上の各異説は従つて出典々籍の古さは勿論、内容上からも遅れて発生したものと思われる。継続年数皇・年・春秋略歴、一・如を始め江戸時代のもの四年とする。ただ録・中に五年説も見えるが、或いは海・の如き建ニ年号ニ為ニ善化ニ五年丙午改元正和の句を善化五年と誤読したものではあるまいか、封内名蹟志にある陸前栗原郡二迫八社権現の鰐口銘の善喜ニ年三月日とある(註8) 善喜は善紀の同音異字と思われる。(継体十六・四)

正和 二・海・如・年・增・共に継体帝二十年、継続年数五年とし、皇のみ名称他と異なり正治とする。ほぼ同じ頃の資料にその例なき故この称をとらず、古・は継体帝廿一年改元、継続年数四年とし、その終末を一致させているが、この書作為多く信頼性薄い。(継体廿・五)

教到 如・二・皇・春・にあり、文永中の続教訓抄にもあると云うが疑わしい。(註⁹) 錄・は古本水鏡、吉活字本水鏡にありとするが、後者は江戸時代初期の元和、寛永頃の成立で問題とはならず、古鈔本の高田専修寺本には勿論この古代年号はなく、応永頃の鈔本(岩波文庫本)にもなく、永和元年、弘治三年書写の奥書ある流布本(国史大系本)中にも見られぬ。皇代記に就いても白河帝を今上とし、永和四年までを扱える千島氏蔵本、それと内容を同じくする応徳元年皇代記にも認められず、応永五年以前の成立と見られる鴨脚本には多くの追筆による竄入があり、これにも見出せぬ。康暦二年の奥書あるもの(群書類從本)にも見られず、前記帝系紀年古今一覧図にある如く異本の氾濫が考えられる故に凡そ室町時代中期以降の一本に現われ来るものと思われる。特に一本皇・が江戸時代中期元禄の塩尻と共に教倒としている点からも此れが裏付けられよう。海・発倒とある。発は書写に当つての誤記によるものであらう。和・は教知とし、靖方溯源引く九州年号に殷至とあるが共に誤り伝えたものと思われる。その元年は継体帝廿五年とする以外に他に異説はない。継続年数多く五年とし、続教訓抄、体源抄は六年とする。続教訓抄古きものなる故六年説をとる。(註¹⁰) (継体廿五・六)

発口 清白士集を初見とする。国史辞典(富山房)は継体かとしている。(継体・)

宝元 狩谷掖齋の古京遺文中の高田里結知識碑の条に西琳寺記載其寺阿弥陀仏造像記云宝元五年巳未正月とある(註¹¹)を錄・は安閑二年乙卯とし、継続年数五年としている。靖方溯源全くこれを鵜飲みにして継承している。(安閑二・五)

僧聰 延元二年の金峰山祕密伝中巻に当山宣化天皇御宇僧聰三年戊午八月十九日靈山巽角山崩飛來成金峯山とあつて元年を宣化帝元年としている。(註¹²) 如・二・皇・年・春・海・共にこれに同じ。なお淡海志引くところの八幡縁起・万・の種季の註に見る田村下総守藏する平家打聞等共にその著作年代不明であるが、僧聰三年、僧聰三年戊午と

ある。その継続年数多く四年とする。古本、活字本水鏡と古・國・は五年説或いはこれを認めている。これは欽明帝二年に明要が現われるまで四年とすれば一年間の空白を生ずるため、江戸時代に作為されたものであろう。(宣化元・四)

明要 二・年・春・如・等に見られ、その元年を欽明帝二年とする。皇・は明安、海・は同要とし、後者の流れを汲む紀元類聚考、清・もまた同様、これ等は孰れも書体の類似から来る誤記のためであらう。清・また同安の一説を挙げ、紀元通略これを繼承し且つ明安をも記している。継続年数には説多く、合・古・は九年、靖方溯源は十年、年・皇・二・和・塩尻等の室町時代より江戸時代中期までのものは十一年とし、録・十二年説をも挙げ、和・の一説、國・発等は三年とする。古・の九年説は次に二年間の得□を設定したため、その分を減じた結果によるものか。

(欽明二、十二)

得口 古・逸、にあって、録・には得字ノ下一字磨滅シテ未詳とある。これを欽明帝十一年とし、継続年数二年とする。(欽明十一・二)

貴楽 如・二・海・皇・年・春・合・を始め善光寺縁起、塩尻・和爾雅、日本偽年号考、和・等欽明帝十三年を以つて元年とし、継続年数二年としている。時代降る発・は遺楽の称を、また国・と共に十八年改元との異説を紹介している。(欽明十三・二)

法清 二・如・春・合・は法清とし、年・皇・運・は法靖、海・は結清とあり、結は法の誤りであらう。江戸時代の文献もこの両者に分かれている。清・靖の二説中の二・の側がより後述の如く古く思えるので一応清と見做し後考に待つ事とする。万葉緯中に欽明天皇ノ御代雖有^ニ法清字形相似在^ニ時代遙ニ違ヘリと諸説の行われて いる事を物語っている。殆んど元年を欽明天皇十五年、使用年数四年としている。古・のみ欽明帝十六年、三年間使用の異説を挙げて いるこれは次の兄弟との空間を埋めるための作為によるものであろう。(欽明十五・四)

兄弟 二・海・春・年・皇・合・如等に見え和・国・録・等の近世のもの兄弟和の一説を附加している。すべて欽明帝十九年とし、継続年数も殆んど一年とするが、古・靖方溯源は二年の異説を挙げている。(欽明十九・一)

藏和 二・皇・年・春・海は藏和、合・如、は藏知とするが、出典々籍の古さより藏和を採る。その元年多く欽明帝廿年、継続年数五年とする。二・(改定史籍集覽本)に六年とあるが、誤記であらう。古・のみ欽明帝廿一年説をとるが、兄弟の使用年数二年間としたためによるものであらう。(欽明廿・五)

師安 貞和四年の峰相記、二・海・春・年・皇・合・如及び妙法寺記の起筆以前を補い、且つ同記の抄録を附加した妙法寺年録にも見え、いずれも欽明帝廿五年改元としている。継続年数一年、古・のみ同廿六年の異説を挙げている。(欽明廿五・二)

和僧 年・皇・合・如は知僧とし、二・海は和僧とする。海・の系統なる清・紀・共にこれに従う。その名称は前述の如く、二・に従い和僧を採る。欽明帝廿六年に殆んど改元としているが、古・のみ廿七年とする。継続年数また古いものに五年説多く、四年説も稀れにある。如・発・の掲ぐる一説に一年あり、国・和・は一年説以外七年説をも載す。(欽明廿六・五)

金光 年・皇・二・海・合・妙法寺年録、宝寿院本太子絵伝等にあり、欽明帝三十一年改元とし、継続年数六年とするもの多い。平家物語を引用するものあるが、これには諸本があり、(註¹³)八坂本、一方本、長門本等の系統に別けると、八坂本は凡そ江戸時代には衰え、一方本が当時盛行し、長門本はその内容豊かで祖形を伝えたものとも思われぬ。此等の中の八坂本ではなく、(註¹⁴)長門本(註¹⁵)にもなく、一方本の古いものと見られている覺一本及びその系統の元和七年開板流布本(註¹⁷)に見られるのである。この覺一本は応安頃に比定されている。和・国・に継続年数四年の異説をも紹介している。(欽明三十一・六)

賢称 年・春・二・合・如・古本活字本水鏡等賢称とし、皇・は賢輔とし、海・は賢接とする。古・発・国・は賢棲とし一作「伝」とも記し、後者はなお一説に敏達之時賢輔又作「伝」と多くの名称が挙げられている。称の字見誤り易く接、輔が生れ、江戸時代に入つて接より棲、輔より博、伝が追加されていったものであろう。諸本殆んど敏達帝五年、継続年数五年とする。なお三河渥美郡大津村神明社棟札にありと偽年号考伝えるが未見。(敏達五・五)

鏡当 年・皇・運・合・如・一本興福寺略年代記、日本略記は鏡常とする。古本、活字本水鏡にありと云わるが教到同様古本には見当らず。孰れにもせよ二・の方を従来通り採る事とする。国・発・和等には鏡を鐘としている。録・に鏡照の異説を載せてある。照は次の勝照と見誤つたものであらし、共に問題視すべきものでもない。すべて敏達帝十年改元、継続年数四年とする。(敏達十・四)

勝照 年・皇・二・合・運・宝寿院本聖德太子絵伝に見える。平家物語、源平盛衰記にありとするが、古鈔本等を始め前出金光の項で挙げた所の諸本には見当らぬ。古本水鏡に勝烈とあると云われ、国・和・は照勝の一説を挙げているが孰れも誤りである事は勿論である。著述年代不明な金剛寺之略記なるものに聖德太子、守屋を誅し、その後神恩に報いるため勝照四年甲賀国に行幸あつたとし、淡海録も油日大明神縁起を引き、ほぼ同じ内容の事を伝えていする。宝寿院本太子絵伝には勝照三年歳次丙午とあつて、敏達帝十四年乙巳年改元の通説に従えば、正しくその三年は守屋誅滅の年に当るが干支は合致せず、この書の信憑性も薄い。多くは継続年数四年なるが、古・のみ次に二年間の和重を置くため二年としている。(敏達十四・四)

和重 和・発・国・録・紀・等の江戸時代の文献にのみ見え、後の二者は古・を引用する。諸書用明帝二年改元、継続年数二年としている。(用明二・二)

端政 二・皇・春・海・水鏡・長門本平家物語等端政とし、年・流布本系の一本平家物語、源平盛衰記、宝寿院本

太子絵伝は政を正としている。如・は端改としている。それ等の中平家物語、源平盛衰記、太子絵伝共に厳島明神に関連して現われて來るのであって、安芸国伊都岐島神社縁起にも、岐島社の祠宮棚守房顕の天正八年の跋文ある房顕記、元亀二年のト部兼右の遷宮記等の一連の文献、三島大明神に関する記事を載せた永正十五年河野歿落の記事を加えた予章記（註¹⁸）にも端正の年号を記載する。出典々籍よりして端政を古形と見る可きであろう。崇峻帝二年を以つて改元と一・海・如・長門本平家等はしている。遷宮記は推古三十二年甲申鎮座とあって、その元年を推古元年に当て、異年号考引くところの安芸国伊都岐島神社縁起には推古天皇端正五年癸未とあって、廿七年に比定しているが、これ未と丑の誤りとすれば通説崇峻二年に當る。古・国・和・発・は推古帝二年の異説を挙げている。継続年数四年とするものあるが、一・長門本平家等は五年とする。（崇峻二・五）

喜楽 新編会津風土記稿の大沼郡高田伊佐須美神社の条に文龜、天正頃までの年代記掛軸があり、これに喜楽あるとし、欽明帝十三年の貴楽なるべしとしている。古・録・はこれを推古帝元年としているが、その根拠を知らず。今は一応推古の反証見当らぬ故古・に従う。（推古元・）

告貴 皇・年・春・二・妙法寺年録、善光寺縁起等告貴とする。如・は吉貴と、海・は従貴とするが、問題視すべき有力な説でもない。その元年は一・を始め多くのものは推古二年とする。妙法寺年録、古・は推古帝元年としている。継続年数七年とするもの多く、和・は推古元年を喜楽、二年は端政、三年は始哭、四年より十年までを法興とし、この間の十年を告貴と併用したとの一説を挙げている。（推古二・七）

始哭 古・発・録・和・国等の江戸時代の文献に見え、後の二者に一説に始大の異説をも示している。积日本紀にありとするが時代遙かに異にし信も置けず、同書中にも見当らぬ。推古帝三年、継続年数一カ年とする。靖方溯源に六年間との異説を挙げている。（推古三・一）

願転 皇・年・二・合・春・如・妙法寺年録にある。海・に煩転、清・は願転とし紀元編また同じ、靖方溯源は興福寺年代記を引き願博とするが群書類従の略記には見当らず、孰れも願転よりの転訛と見られる。推古帝九年改元、継続年数四年。（推古九・四）

光元 年・皇・二・合・海等にある。永正以前の成立と云わる橋寺縁起にも見られる。（註¹⁹）如・春・運・及び靖方溯源引く興福寺年代記は光充とし、一本合・に光亥、一本皇・に弘元とある。また塩尻に光永ともある。光元以外の称は古い典拠もなき故問題視する必要もなかろう。推古帝十三年改元、継続年数六年とするもの多く、光充の資料なる運歩色葉集、一本合・は三年とする。（推古十三・六）

定居 皇・年・二・合・海・如・及び神明鏡、古本古活字水鏡、小田原記、（関東兵乱記）異本小田原記にあり、正和以降の成立と見らるる聖德太子拾遺記、文保頃の成立と云わるる神道集にもあると云う。前者は定光としている故、定居より定光を古形とすべきかも知らぬが、二・と拾遺記の前後関係確かめ得ず一応二・の説による。元禄十一年書写の和州久米寺流記（註²⁰）もまた定光とす。その元年を推古帝十九年とするもの多く、小田原記のみ浅草寺は推古天皇の定居二戊子年建立として、推古帝三十六年の一説を示している。継続年数七年が圧倒的に多く、古・のみ二年とする。（推古十九・七）

見聖 古・及び水鏡、録・紀・等に見られ、一本水鏡に見如とあると云われる。重田定一氏の国史便覧見知ともしている。推古帝廿一年改元、録・のみ継続年数を五年と示している。（推古廿一・五）

倭京 二・海・に倭京とあり、水鏡二本は和京とする。年・皇・春・は景繩とする。一本皇・は倭黃繩、合・は倭京繩、如・興福寺年代記は和京繩、委京繩、妙法寺年録は和宣繩、景繩とする等その名称区々として定まらず。此等の中の如・合・妙法寺年録等は天文前後乃至それ以降と思われるもので、一本皇も或いは此の群に入るものか。兎も

角最後に縄をもつ三字名のものは二・の倭京、皇・年・の景縄に遅れるものと考えられる。次に倭京と景縄との前後関係であるが、両者の名称甚だ縁遠く、容易に決し難い問題である。これに関して、ここに寛正より天文まで年号名とその数のみを掲げた神明鏡がある。然しこれには如来御入滅至干応永卅四年丁未一千三百七十九年と応永末年で稿了せる感を与える、以後永享五年、六年の鎌倉、京都の大地震のみを書継ぎしている点、相当溯って考えねばならぬものであらうが、この書に太子御年四十九□京縄二年巳卯二月廿一日薨玉とあって、万葉緯の注は□の不明なる部分をハと読んでいる。然しハを当てはめれば文意通せず、考え得る事は倭とみて倭京縄、文意通せぬが曰とすれば景縄、也とか、ノ等の京縄に関係なき字等であつたとも見られ、第一案とすれば三字名の群に入り、第二案とすれば皇・の群に近くなるが、孰れにもせよ京の字は古かる可きものと私考される。この京を手掛りにして倭京が景縄に先向するものと考へたい。なお皇・と二・を比較する時、皇・中につけて二・にない名称が聖徳、大長の二つある点、二・は皇に先向すると考え得る。また皇・は信頼度が稍低いと思われ、往々一般と異なる名称を挙げている。明要、僧要に於ける要を安とする点は措くとしても、正和を正治、教到を教倒、賢称を賢輔等その良き例証とならう。従つて二・を資料的に重視したい。故に他に有力な資料の発見されぬ限り、倭京を原型乃至それに近いものと認めたい。ただ何故に京縄景縄となり倭景縄ともなつたかの問題もあるが、資料不充分なる故今は触れぬ。江戸時代以降和・発に和景、某年表に見縄もあるが、これ等は今更ら取り挙げる程のものでもない。推古廿六年戊寅改元と殆んどしていれる。日本隨筆大成本塩尻には推古帝戊子とあるが、寅の抄物書ヒを子と誤ったもので、告貴の際も甲子として同様の誤りがあるが、誤植によるものか。継続年数一・皇・年・等五年とする。水鏡一本に六年があるが、これは採らず。(推古・廿六或いは五)

は五年とするが、後者古き故五年と見る可きであらう。（推古三十一年・五）

仁王 年・皇・一・合・海・春・に見え、清・紀・仁至とする。その元年を推古帝卅一年とするもの多く、古・水鏡二本のみ卅二年とする。継続年数は皇・以下の前者は六年、古・等の後者は五年とする。後者には余り妥当性が認められぬ。（推古三十一年・六）

聖徳 年・皇・海・合・春・如・妙法寺年録にあり、古・発・国・等は聖徳とするが年代遅るるもの故問題視せず。舒明帝元年の改元としているが、永正八年相阿弥の君台視左右帳記には聖徳六年戊巳とあって干支合わず、また干支中に戊巳はない。継続年数六年とするものに年・皇・等があり、三年とするものに古・等がある。（舒明元・六）

僧要 年・皇・は僧安、二・興福寺年代記、如・合・海・妙法寺年録には僧要とある故、これを採る。改元は殆んど舒明帝七年とし、古・はその四年とする。継続年数古きもの五年とし、靖方溯源三年の異説を擧ぐ。（舒明七・五）

命長 皇・年・春・は令長とし、二・海・合・如・妙法寺年録、水鏡二本に命長とある。発・国・に長命の一説を挙げ、なお後者に明長との異説を掲ぐ、出典の古きより命長をとる。その元年は舒明十二年とするが、古・は九年とする。継続年数も大部分七年としているが、古・は五年とし、水鏡二本は三年、合・は二年とする。（舒明十二・七）

証明 寛延以降の嘉良喜隨筆に油火明神社記を引き証明四年の書付ありとしている。録・はこの社の鰐口にこの年号があり、兼延の名法要集に大織冠曰「唯一神者以天地為書籍以日月為證明」とある、この語をト部兼俱はその著神代抄で聖徳太子の語としている故、法興、聖徳と同様に推古・舒明帝頃のものと見ていく。これも江戸時代に年号と見て、古典と結び付け年代を求めたものであろう。継続年数はこの油火明神社記の資料から四年としている。

（推古——舒明・四）

常色 二・年・皇・春・海・如・妙法寺年録等常色とする。清・に常邑、紀元編に大成年代広記を引き常邑、紀元

類聚考を引き唐邑、妙法寺年録に或本を引き常己、塩尻には常光等あるが、孰れも誤記である。元年を孝徳三年としているが、国・和・には繼体帝の時との異説を挙げている。継続年数五年と室町時代の資料があり、和・のみ八年とする。(孝徳三・五)

中元 古・発・録・和に見える。元年を天智元年とし、継続年数を四年とする。(天智元・四)

果安 古・発・和・録・に見え、録・に天武帝十五年、四年に終るとしている。(天武十五・四)

大化 如・合・にありと、天武帝十五年改元、或いは文武帝の時として明らかではない。また継続年数も不明。

(天武十五——文武)

大屯 万・十九に文武天皇四年ヲ大屯九年トスルと記している。これによれば元年は持統帝六年となる。太田南畠の安永頃の百瀬川の往昔年号中にも見え、逸号年表補考にも見える。継続年数万・よりして九年とす。(持統六・九)

大長 年・皇・春・海・如妙法寺年録等にある。その元年を持統帝六年継続年数九年とするもの多く、海・は四年、靖方溯源は延暦中の解文に大長四年庚子とあるを以つて四年間使用とし又その元年を文武帝元年の異説を挙げている。栗田寛の偽年号考に靈異記にありとするが未だ見当らず、後世の異本によるものであろう。(持統六・九)

大和 海・興福寺年代記にあるが、其他の古い文献ではなく、古・をはじめ録・国・発・和・等に現われ、海・を踏襲したと思われる清・紀元編・紀・等にも見られる。海・興福寺年代記等持統九年とし、古・は四年とする。継続年数は前者が二年、後者が七年と相対立しているが、資料の古さより当然前者を採る可きであろう。(持統九・二)

大花 福山敏男氏は上宮太子拾遺記が伝暦の推古十四年の条を引き天皇車駕□乃至□号改大花とあつて、この年をまた大花元年とする鎌倉時代末期の障子伝があり、大花大化に近い故、既に奈良朝あたりからもかゝる説が存在したものかも知れぬと云われている。(註²¹) 障子伝に推古天皇(中略)其年為^{○裏書云推古十四}大花元年^一 (年首為^二大花元年^一) 天皇命レ駕移ニ

我国に於ける所謂古代年号に関する二三の問題

發	定	是	嘉	烈	古代年号	書名
□	和	□	紀	至	擲	二 中 歷
						皇 代 記
						海 東 諸 国 記
						如 是 院 年 代 記
						麗 氣 記 私 抄
						春 秋 曆 略
						日 本 偽 年 号
						塩 尻
				○	○	衝 口 發
		○		○	○	和 漢 年 契
		○	○	○	○	古 代 年 号
				○		万 葉 緯
						襲 国 偽 借 考
						清 白 士 集
						紀 元 通 略
			○	○	○	茅 窓 漫 錄
			○	○	○	逸 年 号 考
		○				靖 方 源

第一表 古代年号とその出典々籍表

岡本宮^一。と正しく大花の年号が見えている。またその元年は推古十四年である。この年号各種年代記を初めとし、縁起其他の文献に見えぬ故に継続年数不明。(推古十四年)

以上の整理として一応古代年号を数多く収載している二中歴以下春秋曆略の室町時代のもの、江戸時代中期の塩尻、万葉緯とその挿紙の基となつたと思われる、全く同文の貝原益軒の続和漢名数中に見える日本偽年号、和漢年契及び化政頃の襲国偽借考、茅窓漫録、明治時代の栗田寛氏の逸年号考、靖方溯源、中国清朝中期末の清白士集等の代表的なものを選び、その取上げている古代年号を表示し、室町時代より江戸時代にかけて漸次古代年号増加する傾向を大観するための便に供した。

我国に於ける所謂古代年号に関する二三の問題

註 17 野村宗朔氏、流布本平家物語。

註 18 続群書類從、合戰部。

註 19 大日本佛教全書、寺誌叢書二。

註 20 大日本佛教全書、寺誌叢書三。

註 21 法隆寺の諸問題（夢殿十二）法隆寺流記資財帳の研究。

三、名称の発生に関する問題

公年号は古代にあつては讖緯説に基く祥瑞的な名称が選ばれているのに對し、平安中期以降は儒教經典より学者、為政者により難陳の儀を経て撰定されて行つたのである。（註¹）さて以上列挙した古代年号の中には法興以下のものをのぞき祥瑞的なものが認め得ない、強いて求むるならば善紀、正和、告貴、法清、兄弟、師安、賢称、大和等の儒教的なものが見られ、その發生時がほど前項で觀めた如く中世以降と見られる点にも符節を合わせている。従つてまた特に古代の公年号らしい祥瑞的なものとする作為が認められない。また改元時に就いては祥瑞年号以降の御代始めの例に倣えるかの如く、烈擲、璽至、嘉紀、僧聴、喜樂、聖德、中元等比較的多数のものが認められるのも古代的公年号の性格を持つていない。なお甲子、辛酉の革命、革命の思想に基く改元と思われるゝものに乏しい、これは前記の如く名称の根底をなすものが儒教的なものばかりではなく、むしろ和僧、僧聴、僧要、仁王、聖德等の名称よりして仏教的色彩の濃い事が知られる。従つて名称発生の理由を求めるに當つては、特にこの仏教的色彩のある点を重視せねばならぬもので、全く古代の公年号とは趣を異にしているのである。これに關しては既に先学も認めている如く、（註²）仏家の筆になつた事が想定されるのである。またこれに就いては太子拾遺記、太子繪伝、峰相記、四天王寺名跡集其他の仏教関係典籍を始め、平家物語、水鏡、小田原記の如き史書にあつても寺院に關連して現われ、また如

是院年代記、東寺王代記、興福寺略年代記、妙法寺年録等の寺院関係の年代記に記載され、橘寺、善光寺、浅草寺等の縁起に利用されている点からも裏付けられる。中世に於ける寺院と神社との関係から、また神祇関係の神道集、神祇靈應記、伊都伎島縁起、油日明神縁起、金峰山秘密伝等に見え、信仰的臭味の濃いものである。然しその理由は勿論徹底的に抉剔して行く事は困難である。こゝに鎌倉末期より室町期に亘る信仰に就いて観める時、その資料なるものは一宗にとらわれて現われていない点から、浮んで来るのは太子信仰の盛行である。従つて広く読まれた伝略中心に、書紀及びその抄録なる水鏡、それを基とせる扶桑略記（註³）、その流れを汲む年代記を参照して、関連あるとみられる記事を求めてみる事とする。また江戸時代に追加されているものには誤字、誤解に基くもの乃至人情上、事更らより古きものを、また大化以後の多くのものを作為する傾向も考え得る故、特にその経路を追求してみる事とする。

以下、第二項と対比する便のため年代順に或る程度見透しを得たものののみを取り挙げて行く事とする。

烈擲 南北朝時代の貞治年間の成立なる詞林菜葉抄に富士縁起なるものを引き、天竺列擲三年我朝飛來故云「新山」本号「般若山」（中略）宣化天皇御宇自「海中」湧出此号「不尽山」とある。富士山は宣化帝の時に海中より湧き出でたと伝えている。然し注意すべきはそれ以前の天竺よりの次にある列擲の句である。これでは意味をなさず、遙か天竺より擲げたものなれば列ではなく烈であろう。それが我国に飛来るまで三年を要したと解す可きではなかろうか。さて富士山の出現に就いて、興福寺略年代記には孝靈帝の三年としている。然し善紀を記録している該書もこの烈擲は取り挙げてはいないのであって、年号とは未だなっていない事がうかゞわれる。なお宣化帝三年には大和金峯山權現の出現と變っているのであり、海・孝靈帝の四年近江の地裂け、湖に水湛え始め、駿河富士山忽ち出現と一年遅れ、それが皇年代私記、東寺王代記には孝靈帝の五年に富士山始出とあって、また遅れているのである。これがまた時と共に

に溯る傾向が見られる。(註4)特に後者には或本云此時諸國ニ号始云々とある。この号とは何を意味するかは疑問であるが年号とも受取れる。ところが詞林典故の列擲三年を年号と誤解され、それが富士山の出現と絡み合い、富士山出現の孝靈帝五年の時となつて了い、此処に天正頃の富士往来に抑々此瀉島原者烈擲五年ニ湧出而希代名所也と記述されるに到つたものであろう。この富士往来は江戸初期の慶安五年に刊行されており、中期以降の学者の目に触れ、完全に往古年号の列に加わるに至つたものである。これに就いては嘉良喜隨筆は杜撰好者ノ者ノ所為ナルベシとか後人の附会成ベシとか記して、注目はしているが、なお溯つて追求する事もなく、一応逸年号として紹介しているのである。

璽至 魏志に正始元年、大守弓遵遣_ニ建中校尉梯雋等_一、奉_ニ詔書印綬_ニ詣_ニ倭国_ニ拜_ニ假倭王_ニとあつて所謂親魏倭王の印璽の件によるものである。発・も応神帝璽_ニ至の号は神功皇后摂政四十年親魏倭王の印を贈つたゝめかとして、録・も同様の事を述べているのである。然しこれを応神帝元年の時とするは解し兼ねるところである。たゞ東寺王代記の如き本朝至應神始伝支那文字云々が弓月王の帰化を指すや否やは不明であるが、この様な始めて中国より文字伝來の説と結び付いたものでもあろうか。

嘉紀 塗添蓋囊抄に善紀を武烈帝元年の改元とする異説がある。これが善と嘉の誤写から別個なものとして独立させ古・録・紀・に記載されていつたものであろう。継続年数四年とするが、これもそのまま善紀を継承したものであろう。

是口 錄・に嘉紀に次いで五年改元、次いで是字の下一字磨滅とあるが、これは金石文資料ではなく、写本を見たものとすれば、嘉紀是□善紀等とあつたものであろう、従つて或いは是同_ニ善紀とか、是誤_ニ善紀とかあつた句を、年号と見誤つたものであろう。是の字は年号に相応しいものではなく、何等かの誤解から生れたものと考えられる。

その改元の年を五年とするは嘉紀が四年で終つてゐるため、それに続けた結果であろう。

定和 繼体帝の時としているが、同帝の廿年に正和がある故、これを誤つたものであろう、そのため相当年代に就いては触れていないのであろう。継続年数を七年とする根拠は不明であるが、正の字を崩すと定に相似ることは一層この感を深くする。

正和 単なる臆測の範囲を出るものではないが、繼体帝廿年に都を山城國乙訓より大和の磐余穂宮に遷された事によつて、武烈帝崩御以後の国内状態の安定を得たる故に、平和が訪れたと考え名付けたるものか。

発口 海・は繼体帝廿五年の教到を発倒としている。この流れを汲む清・は教到がなく、この発□があれば、明らかに発倒の倒が不明瞭なための、正確を期する意味での□であろう。それが富山房の国史辞典では独立させているのである。

宝元 古京遺文の高田里結知識碑の条に宝元五年とある。これは文永八年の西琳寺文永註記（註⁵）に宝藏安置金銅弥陀居長一 尺六寸 光銘云寛元五年巳未正月云々とある、この年号の寛を宝と受取つたものである。それを錄・靖方溯源等は古代年号と見て い つたのであろう。この注記の始めに欽明帝廿年に阿弥陀仏に奉仕する記事があるため、それ以前の巳未年なる宣化帝四年を宝元五年とし、この五年をそのまま受容れ継続年数五年とし、また逆算してその元年を求めて安閑帝二年の改元としたものである。（註⁶）

得口 これも前述の是□と同様な過誤より生れたものと思われる。

法清 書紀の欽明十五年の条に次の如き記事がある。百濟の聖明王新羅に捕えられ、佐知村の馬飼奴の苦都に軒られる時、明王は王の頭は奴の手に受くべからじと云うも若都は我国法違背所^レ盟雖^レ曰^ニ國王^ニ當^レ受^ニ奴手^一と答え、法の通り明王を斬つたとの話が記載され、この件より生れたものと思われる。

金光 流布本平家物語善光寺炎上の条に、かの如来（中略）百濟の国に移らせ給ひて（中略）わが朝の御門欽明天皇の御宇に及んで、かの国よりこの国へ移らせ給ひて、摂津の国難波の浦にして、星霜を送らせおわします、常に金色の光を放たせ給ふ。これによつて年号をば金光と号すとあつて、名称の理由を既に述べている。確かに此れより生れたものか、善光寺如来と云う普遍性なきものから発したとするところに問題が残る。なお聖德太子誕生を欽明三十三年と流布本水鏡等に見られ、御母夢に金色の僧顯われてより懷胎したとする記事も水鏡以外諸書に見るところであるが、太子は正月元旦に生れ、而も十二カ月目に誕生と伝えられている故に、三十一年懷胎となり、金色の僧に源を發しているとも考え得ぬ事もない。その孰れかはなお考究の余地があろう。

賢称 太子伝略に敏達帝五年、太子が文書を習い始め、忽ちその骨髓を知り筆の流れ龍の如く立派なもので、時人大いに異とすると見えている。この賢きを讃えているところから生れたものであろうか。

鏡当 単なる着想に過ぎないが、書紀の敏達帝十年の蝦夷綾糟等忠誠を誓う条を潤飾した太子伝略には蝦夷討伐を議しているをきく、太子は首魁を召して教喻すべしと唱え、違反せぬことを盟約して、遂にこれより蝦夷の反乱絶えたとある。太子の言鏡を見るが如く的中した事を意味しているものであろうか。

端政 太子伝略の崇峻帝二年の条に東海、東山、北陸等に使を遣わし、国境を定めたとあり、なお天皇大悦、非太子力朕不能知、外国之境ことあり、端をたゞすと解すれば、これに基くものとも受取れる。

始哭 太子伝略推古帝三年の条に三月土佐南海夜有大光亦有声如雷經卅箇日矣とある点に關係あるものか。
願転 書紀の推古帝九年条によると新羅の間牒対馬に来て捕えられ、上野に流されている。太子伝略は詳述して天皇將加酷法、太子奏之流于上野国とあつて太子の願によつて嚴刑を免れ、流罪に代つている事と関連あるものと思われる。

光元 書紀の推古十三年の条に高麗國大興王が天皇仏像を造るを聞き黄金三百両を獻じてゐる事が見え、太子伝略はこの記事に触れ、なお仏工鞍部鳥に命じて銅繡の丈六仏各一軀を造らしめ、工成つて太子大いに悦ぶと修飾してゐるが、この黄金献上による金銅仏の鍍金完了を以つて、年号名としているものではなかろうか。

定居 元禄十一年書写の奥書ある和州久米寺流記には推古帝十九年太子侍臣と共に久米寺に詣り、その際三尊像光を放ち、そのため皆低頭し、これを日本生身瑠璃光仏と称えたによつて、年号を定光と立てたとある。これは推古十九年の定居の事であろう。果してこれによるかどうかは別として一応古い説を紹介して置く。

見聖 書紀推古帝廿一年の条に皇太子遣使命視飢者、使者還來之曰、飢者既死爰皇太子大悲之云々とあり、次いで埋葬し、数日の後太子は非凡な人物と考え、再度使を出して見せしめたところ、屍はなく、賜わつた衣のみがあつたとの報を受けている。時人大いにこれを異しみ、聖は聖を知ると云い合つたとある。靈異記にも同様な記事がある。この聖人やがて達磨となつて行くのであるが、（註⁷）江戸時代に入つてこの聖人に会うとするとから導かれた古代年号と私考される。

仁王 二・にこの古代年号を記し、唐より仁王会始とあり、妙法寺年録にも仁王經始日本に渡るとあり、また偽年号考は仁王の号は此により建しならんと述べてゐる。

僧要 興福寺略年代記、妙法寺年録共に一切經の伝来を伝えてゐる。偽年号考には合運図に一切經二千余巻渡、高麗僧慈惠百濟僧惠将来とあり僧安の年号これに因て起るとみゆとしている。この考えよりすれば僧安とするより、一切經渡来により僧要としたとする方がより妥当性濃い。

命長 書紀の舒明帝十一年十二月条に伊予の温泉宮に幸し、翌十二年四月還幸する所ある。長寿のための温泉入浴と関係があるものと思われる。

我国に於ける所謂古代年号に関する二三の問題

中元 扶桑略記に天智天皇元年冬月天下大變天亡之人稍及過半時人為以為豈浦大臣靈矣とあるが、時人云々とある記事が往々古代年号と関係ある事を考へる時、この多くの人の亡靈により天亡するとの記事と、中元即于蘭盆と関連して江戸時代の怨靈を好む傾向からかゝる古代年号が生れたとする考へも可能である。

果安 愚管抄卷一にある皇帝年代記の天武帝の条の末に

大納言蘇我果安元年八月坐レ事被レ誅大納言
起ニヨレヨリ一千レ時五人ナリ又年号アリ、朱雀一年元年壬申支干同
前年内改元歟白鳳十三年

とあるが、江戸時代の学者が割書を無視し果安年号ナリ朱雀一年と見誤つたものではなかろうか、それを天武帝十五年にした点は不明であるが、朱雀を朱鳥と鶴飲みにしたとすれば朱鳥は十五年なる故、これによつたものか。

大屯 これは長の草書体を誤つて屯と見たものである。この事は大長元年持統六年とし継続年数九年に一致し、また万・は善紀以下多くの逸年号を挙げてゐる中につけて、大長の号のみを失してこれを挙げてゐる点からも裏付けられる。従つてこの年号は万葉緯より生れたものと思われる。

大和 この年号の資料として古く見らるゝものに我室町時代に當る朝鮮の書、海・があり、皇・年・二・如・等の同時代の書に現われず、しかもそれが大和とある点、海・の誤解によつて生れたものか、これを江戸時代のものがそのまま踏襲したものであらう。

大花 太子伝略を始め古今目録抄、法隆寺東院縁起及び橘寺関係の諸記録に、太子が推古帝十四年に帝のため三日間勝鬱經を講説し、終つて夜、蓮花の花の長さ一二三尺のものが三四丈平方の地に花咲いた事を伝えてゐる。この故事より大花との年号が生れたものである。

以上を要約すると、江戸時代のものゝ中には

(1) 字の見誤りより嘉紀・宝元・定和・大屯が追加されていること。

- (2) 字の不明のため慎重を期して□としたものが、独立の形をとつて了つた是□・得□・発□のあること。
- (3) 文章の誤解から動詞、人名を年号と受取った烈擲・果安があること。
- (4) 史実乃至は奇怪な江戸好みの伝承から生れたと思われる始哭・見聖・中元等のものがあること。
- 以上の中の(3)。(4)の如く完全に江戸時代に入つての作為により生れたものがある。然るに室町時代乃至それ以前に発生しているものは、

- (5) 所謂古代年号の該当年代に有縁な記事は書紀並びに太子伝略が大部分を占めていること。
- (6) 仏像の威容を讃えた縁起めいた内容の金光・光元・定居があること。
- (7) 経典に関する仁王・僧要・大花等があること。
- (8) 聖徳太子の讃仰を意味するものと受取られる賢称・鏡當・端政・願転・光元・定居・大花があること。
- こゝに縁起的内容に伴つて現われている事は、室町の戦乱後の寺院の荒廃、焼亡から再建に踏み出すに当つて本尊なる仏像に代るに仏画を以つてし、その流行をみ、また縁起製作の盛行を考える時興味深く感ずるのである。
- 前記の如く江戸時代の追加されたものは単に一部の学者の創造であつて、この称を利用せんが為めのものではない、従つて諸書には使用もされぬと想う。故に今後もこれらを古代年号に含めて置く事は意味のない事である。特に誤記、誤解より生れたもの、不明の一字をもつ、(1)、(2)、(3)の如きは抹殺さる可きものと思う。なお大花の如き最早い発生でありながら注意されずに了つてゐるが、これを含めて行く可きであると思う。

註 1 森本角藏氏の日本年号大観参照。

註 2 襲国偽僭考、茅窓漫録、靖方溯源等に見える。

註 3 平田俊春氏扶桑略記の研究(立正大学文学部論叢⁵)、扶桑略記逸文(防衛大学人文科学紀要1)参看。

註 4 井野辺茂雄氏著富士の歴史にも、なお応永九年の源氏物語河海抄に孝靈帝四年富士出現の話ある事、明応以前の猪苗代兼

載の兼載雜談に神武天皇の時出現等述べられている。この富士出現に就いて室町末期から江戸初期にかけて説多くなるとされている。

註 5 大日本佛教全書、寺誌叢書三。

註 6 斯かる誤謬は延いて大和志料總説中にも收録され、宣化四年河内文氏の一族金銅弥陀仏を鑄造し、西琳寺を創始せしはその仏像光後の銘文に見えたりとし、佛教伝来に就いては欽明帝以前の繼体十六年に坂田原にて司馬達止、仏像を安置し、礼拝せる事、書に見えるが、この阿弥陀の銘により実証し得るとしている。

註 7 田中重久氏、聖德太子御聖蹟の研究に鎌倉時代には飢人ではなく、達磨として喧伝されたとし、承和年間の光定の一心戒文を示されている。然し伝略には未だ飢人者、若ニ達磨ニ歎としている。室町時代の東寺王代記、興福寺略年代記に達磨と見え、江戸時代と思われる太子伝略講式（六段講式）——石田茂作氏、聖德太子全集太子關係芸術——には飢人者達磨之応化也（中略）此是千年出現之聖人也とあって、古く飢人それは聖人と見られ、やがて達磨となり、更にその達磨は千年に只一人の聖人と發展して來ている。圭室諦成氏太子説話の展開（古典研究二ノ三）參看。

四、発生の時に關する問題

所謂古代年号は何時発生したものであろうか。この問題を解決するには、その出典の古さより先ず求めるべきであろう。然し此處に前項(一)に掲げ来つた大量の名称が一時に発生したものでない事は当然考え得るところであつて、特に目立つて弁別し得る事は、先きにも触れては來たが、第一表の如く烈擲を始めとする龜至、嘉紀、是□、定和、宝元、得□の初期をなすものと、中元、果安、大屯、発□の如く末期に属する部分が江戸時代の文献にのみ見られるごとで、この一群と、それ以前の古い典籍にも現われている群とに二大別し得るのである。後者即ち古い方をA群とし、前者の江戸時代の文献にのみ見られるものをB群とし、三項の名称の起源に述べた点をも加えて観めるならば、更らにA群を室町時代初期以前より発生したと見らるゝもの(I)、室町時代の中期以降のものから見られるもの(II)に分類し得る。またB群も凡そ左の如く三つに分類し得る。多くの古代年号を收載せる書籍中古・和・発・を始めと

する元禄より化政頃までのもの(I)。同じく国・録等の化政期を上限とするもの(II)、単独で現われて来るもの(III)等があり、今この二群五類を表示すると、

第二表 発生別分類表

A		I	善紀、教到、僧聰、師安、金光、定居、大花
		II	正和、明要、貴楽、法清、兄弟、藏和、和僧、賢称、鏡當
		I	勝照、端政、告貴、願転、光元、倭京、仁王、聖德、僧要、命長、常色、大長、大和
B	II	I	烈擲、靈至、定和、始哭、和重、節中、喜樂、中元、果安、
III	II	宝元、見聖、得□、發□、是□、嘉紀	
		証明、大屯、大化	

この中のA群Iこそ、発生年代により近きものとなる。またそれが一齊に発生したものではない故に一応古代年号が出揃い、纏められた時期をIに遅れて出現したものを纏めた時期のものとしてIIを見たい。さてAIには鎌倉時代末と云われる障子伝、上宮子拾遺記に見られる大花、延元年間の金峯山秘密伝の僧聰、文和年間の神道集に現われた定居、善紀、貞治年間の峰相記の師安、応安中と云わるゝ覺一本平家物語、神祇靈應記の金光、善紀があつて、これより知り得る事は鎌倉末期、南北朝頃から始まっているのである。然しこの架空な古代年号は自然に発生したものとは受取れぬ。他の影響によるものと考えられる。こゝで考えられる事は公年号の使用が、正確に行われなくなつた時に発生すると見られる同音異字の年号の発生であつて、これが母胎となつているものと推測される。

この点に就いて資料は充分ではないが、滋賀県坂田郡の文書に公年号延喜の異字、延嬉四年九月が見られること(註¹)、新潟県菖蒲塚附近経塚出土の経筒に嘉応の異字賀応が使用され(註²)、或いは益田氏所蔵法隆寺本華嚴經に

寛喜の異字歎喜等が知られる。要するに平安中期以降より異字年号が発生しているのである。更に頼朝は開幕以前の敵対者たる平氏と密接な関係にある朝廷の公布された年号を厭い、治承の号を養和以下改元しているにもかゝらず比較的長期に亘って使用せず(註³)、また南北朝の対立当初に於いても足利尊氏は建武の年号を使用せぬ態度が見られる(註⁴)。かかる公年号軽視、無視の念の中に私年号乃至古代年号醸成の気運が見られるのである。

こゝに事実公年号に対立して使用した私年号の始めをなすものとして知られているものは、百鍊抄八に見える平安末期の承安二年中諸国称下有_ニ改元_ニ之由_上、公家被_ニ誠仰_ニ其号泰平元年_ニの泰平である。次いで宗像神社蔵の色定法師の一筆書写の一切經(註⁵)、宝簡集十八に收められている足利の鑿阿の寄進状に見える和勝であろう。これは建久元年に比定されるものであつて、注目すべきは泰平の如き巷間の風説ではなく、西と東と地方的に異なるが、同一の私年号が事実使用されている事は広範囲に普及した事が想像される。また共に名だたる高僧の手によつて書かれている事も見遁せぬ事である。鎌倉時代に入り、正治年間に迎雲なる私年号が見られるゝ外他に私年号は見当らぬが、前項の末尾に挙げた如く太子信仰が名称選定に大きな役割を果してゐると思われるのであって、その信仰が鎌倉時代より盛んである事は、太子と関係深い法隆寺の釈迦像に見る法興の年号が一般の注目するところとなり、また釈日本紀引くところの伊予温泉碑銘に見る法興とも関連し、公年号に非ざる年号の古代に行われた事を知り、特に太子信仰の盛行より太子に関する和讚、講式が流布され、この中に屡々現われる法興元世等が、古代年号発生の端緒をつくつてゐるとも考え得られるのである。南北朝に入つて私年号は白鹿を始め五つのものを、僅か約六十年間に生み、その当時の混乱せる世相をよく反映せしめている。これが室町時代の応仁の大乱を楔機として、福德を始め多くのものが現われて来る事はその頃乃至以降のA群Ⅱに到つて一応古代年号が纏まつた姿を呈してゐるのと、その根底を一にしてゐるかに見られる。

なおそれ等が寺院関係のものに見られ、僧侶の手になるものと思われる、特にお湯殿上の日記、三条西実隆公記等によれば、実隆自身享禄年間に年代記製作に当つていて、しかも雖々有_ニ善紀之号_ニ、無_ニ其証_ニ故不_レ書_レ之として(註6)、寺院に伝わる年代記の如き古代年号を彼の如き博覧多識の者が採用していない点これを裏付けられよう。また寺院に見られる年代記が、古代年号の流布に大きな位置を占めたものと想像される。江戸時代には私年号がたゞ一つ、混乱期に見られる、然し古代年号はB群Iの如く元禄、享保頃より追加が認められ、文化、文政に入つて、なお拡張されているが、それは古学の隆盛による古典の研究から生れたもので、それには伝承の変化に従い、新しいものを汲み入れたゝめのものもある事を承知すべきではあるが、既にその架空の年号の設定者は仏徒の手を離れ、学者に委ねられた感が強く、仏教的臭味を脱した前項の結びに述べた(3)、(4)の如き文章の誤解より、また動詞、人名、奇異な伝承による名称が生れているのである。然しお数多くの収載せるものもBⅢに見るが如く、何程かが漏れている事は見遁せぬ。また江戸時代のものは余り室町期と異なり、利用されていない事は単に集大成のみを事とし感がある。

註1 坂田郡志。

註2 新潟県史蹟名勝天然記念物調査報告書第一輯。

註3 平泉澄氏、我が歴史観。

註4 平泉澄氏、建武中興の本義。

註5 黒板勝美氏、国史の研究総説。

註6 岩橋小弥太氏、史料採訪。

五、結言

最後に以上を総括して、列記して置く。

(1) 古代年号とは鎌倉末期、南北朝頃より漸次発生し、室町中期以後に一応纏まりを見せてゐる。

(2) 江戸時代の追加は学者による創作が多く見受けられ、特に化成期のものに誤認もあり、これは学者の集大成を目的とした追加によるうらみがある。古代年号の範囲から除外すべきである。また次々に追加され行くため、継続年数に異説が生じてゐる。

(3) その名称の出典をみると、江戸時以前のものには太子信仰に発したと思われるもの多く、伝略の影響を強く受けていると思われる。従つて社寺関係のものに多く見られ、それが仏徒により創作され縁起に利用されていると見られる。

(4) その発生に当つて、私年号とは無関係ではなく、異字年号、法興の影響が考えられる。

(5) 一応纏つた古代年号は年代記の流布と共に普及していく。

(6) 新しく大花を古代年号に加える可きである。

なお私年号は近畿地方に甚だ少なく、後進地域に見られるに反し、古代年号は反対の立場をとる事に就いて触れる可きではあるが、将来私年号を取扱う際に述べる事として割愛する。また古代年号の研究史より述べる可きであつたが、紙数の上から省略した。なお從来取り挙げている資料以外に、新しく見聞したものも相当数あれば、今後も新資料発見の可能性があり名称の根拠に就いては特に充分論証を経ていない故、改訂を必要とする部分も多々あらうかと思う。最後に上述の立場から整理して表示して置く。衝口発、襲国偽僭考、茅窓漫録、逸年号考、靖方溯源等、特に富山房国史辞典には多くの出典の名を挙げている。然しそれ等及び第一表に漏れた、管見に入っている資料を参考までに摘出して置いた。表は年号の相当年代の順とし、上欄でその成立の時と誤認のものとの区別をし、前出の分類記号を挙げ名称、相当年代、継続年数の異説を各該当欄に（）で示した。

第三表 古代年号表

※印は江戸時代に入り誤記、誤認より生れたこと明らかなもので、古代年号より省くべきもの。

類型	名	称	相 当 年 代	繼 続 年 数	資 料 (備 考)
B I	烈擲(列擲、列滴)	孝靈元	五		嘉良喜隨筆(詩林菜葉抄より生れたものである)※
B II	經明	垂仁十三	一		
B I	聖至	応神元			
B II	嘉紀	武烈元	四		(善紀に含まる可きもの)※
△	是□	武烈五	四		
B I	定和	繼体	七		(正和に含まる可きもの)※
B II	発□	繼体	五		(教到なり)(海東諸国記より生れたものである)※
A 1	善紀(善記、善化)	繼体十六(孝靈元)	四(五)		大日本帝系紀年古今一覽図、興福寺略年代記、東寺王代記、日本略記、神祇靈心記、寺社元要記、嘉良喜隨筆、仙台間語
A 2	正和(正治)	繼体二十一(二十二)	五(四、七)		
A 1	教到(教倒、殷至)	繼體廿五	六(五)		
B II	宝元	安閑二	五		古京遺文(西琳寺文永注記)より生れたもの※
A 1	僧聴	宣化元	四(五)		
A II	明要(明安、同要、同安)	欽明二	十一(三、九、十)		
B II	得□	欽明十一	二		※
A II	貴樂(遺樂)	欽明十三(十八)	二		
△	法清(結清、法靖、結靖)	欽明十五(十六)	四(三)		

我国に於ける所謂古代年号に関する二三の問題

				兄弟(兄弟和)	欽明十九	一(1)
				藏和(藏知)	欽明二十(二十一)	五(六)
A I			A I	師安	欽明二十五(二十六)	一
			A II	和僧(知僧)	欽明三十一	妙法寺年錄
A I			A I	金光	欽明三十一	妙法寺年錄
			A II	賢称(賢輔、賢伝、賢接、賢博)	欽明三十一	妙法寺年錄、寶壽院本聖德太子繪伝、春湊浪話
				鏡當(鏡常、鏡照、鐘常)	敏達十	妙法寺年錄、日本略記
				勝照(照烈、照勝)	敏達十四	妙法寺年錄、寶壽院本聖德太子繪伝、近江輿地誌略
B I			B I	和重	用明二	二
			A II	端政(端正、端改)	崇峻二(推古元)	宝壽院本聖德太子繪伝、房頭記、遷宮記、予章
			B I	喜樂	推古元	記、異年号考、春湊浪話、秉穗錄
						新編会津風土記稿
A II			A II	告貴(吉貴、徒貴)	推古二(元)	
			B I	始哭(始大)	推古三	妙法寺年錄、安齋隨筆
			A II	願転(煩転、頌転、願博)	推古九	
						妙法寺年錄
						橘寺緣起
A I			A I	光元(光元、光弘)	推古十三	六(三)
				大花	推古十四	七(二、六)
				定居(定光)	推古十九	閏東兵亂記、異本小田原記、和州久米寺流記、四天王寺名跡集、海錄

B II	見聖(見知)	推古二十一	五
A II	倭京 <small>(和京、見繩、倭京 繩、和京繩、景繩 倭黃繩、和景繩)</small>	推古二十六	五(二、六) 妙法寺年錄
B I	節中	推古三十一	五(一)
A II	仁王	推古三十ー(三十二)	六(五) 妙法寺年錄
〃	聖德(聖德)	舒明元	六(三) 妙法寺年錄
〃	僧要(僧安)	舒明七(四)	五(三、四) 妙法寺年錄
〃	命長(長命、令長、明長)	舒明十二(九、 孝德元)	七(三、五) 妙法寺年錄、安齊隨筆
B III	証明	推古—欽明	四 妙法寺年錄
A II	常色 <small>(常邑、常邑)</small>	孝德三(繼体)	五(八) 嘉良喜隨筆、逸号年表補考
B I	中元	天智元	
B III	大化	天武十五	
B I	果安	天武十五	(愚管抄より生れたものであろう)※
B III	大屯	持統六	逸号年表補考(大長を誤認せるもの)※
A II	大長	持統六 <small>(文武元 武元)</small>	九(四、七) 妙法寺年錄
〃	大和	持統九(四)	二(七)
〃	善喜		封内名蹟志(善紀に含まる可きもの) ※